

介護老人保健施設ケアセンター南大井

＜令和 7 年度 所定疾患施設療養費 算定状況＞

所定疾患施設療養費とは、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、対象となる疾病（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪）を発症した場合における施設内での医療提供の対応について、必要な要件を満たした場合に評価される加算です。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご利用者の安心・安全と健康管理につなげ、厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況をホームページにて公表いたします。

[illegible]